別表六の二(二十五) 「41」、「45」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定 税額 控除 規定 の適用 可否 (別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合】 (個別所得金額がない場合は0) 円円 出土 (個別所得金額がない場合は0) 円円 法人人間別所得金額がない場合は0) 選整前連結税額基準額25 (個別所得金額がない場合は0) 財産 (37)×(1)/(33) 2 連定 上度 (46)×(1)/(36) 25 (国産業) (37)×(1)/(33) 2 連定 上度 (2)×20 20 (2)×20 (2)×20 (2)×20 <th> 別 表</th>	 別 表
(個別所得金額がない場合は0) 1	
(37) × (1) (33) 2 2 2 2 4 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2	可 二 十 十 五
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語	令
The proof is a constant of the proof in	事業適応し
技	以 後 終
結 事 人 (38) × (1) 6 3 m (40) ^ (47) (47) 1 m 税 額 控 除 額 の	了 連 結
29) — (30)	事 業 年
T49 欄	
・	
② 「区分番号」欄:「10652」 S連結法 ③ 「適用額」欄:「49」欄の金額 34	
(9) - (10) 11 お法人の個別所得金額の合計額 (事業適応繰延資産の支出適用連結法人の(1)の合計)	
支 し た 金	
事 同上 りうち産業 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応繰延資産 利用・るソフト となる費用を支出した場合)を適用している場合	\mathbb{H}
** ** ** ** ** ** ** ** ** *	
a a a a a a a a a a	
R	
(1) (16) 又は((16) - (9)) (17) (16) 又は((16) - (9)) (17) (17) (18) (18) (18) (19)	
準	
当 現 税 額 控 除 可 能 額 19 (名連結法人の(19)の合計) 19 (本)	
選 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 20 (44) × (19) (43) (43) (43) (43) (44) (43) (44) (45)	
当 期 税 額 控 除 額 21	
生 取 専 価 額 の 合 計 額 (名連結法人の(29)の合計) 本 調 敷 前 連 結 税 額 超 機 成 額 47 関連 数 前 連 結 税 額 超 機 成 額	
2	
化等 3額 第 (47) - (48) 49 設置 生産工程効率化等設備等税額控除限度額 ((22) - (23)) × 5/100 + (23) × 10 (41) + (45) + (49) 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (41) + (45) + (49) 50	